

(参考様式 1－2)

事前点検シート

ふりがな	ほっかいどうさるぐんびらとりちょう	ふりがな	びらとりちょうちくかつせいかけいかく
計画主体名	北海道沙流郡平取町	活性化計画名	平取町地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和 8 年度 ～ 令和 1 1 年度 令和 8 年度 ～ 令和 8 年度	総事業費（交付金）	129,800 千円（54,164 千円）
活性化計画目標	地域産物の販売額の増加(平均)17,318 千円	事業活用活性化計画目標	地域産物の販売額の増加 17,318 千円 麦の作付面積の増加 200a

計画主体 確認の日付	令和 8 年 6 月 2 9 日	農林水産省 確認の日付	年 月 日
------------	------------------	-------------	-------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか。	✓		地域産物の販売額の増加を活性化計画の目標としており、基本方針にある生産者の農家所得向上に繋がるものであり、法律及び同法に基づき国が算定する基本方針に適合している。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか。	✓		事業活用活性化計画目標は「農林水産物の販売・加工促進」、評価指数は「地域産物の販売額の増加」・「地域産物の販売量の増加」であり、交付対象事業を農林水産物集出荷貯蔵施設としているため、妥当である。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	✓		農業経営の安定化を図るために低温貯蔵庫を整備し、小麦の品質向上、施設維持管理の合理化及び作付面積の拡大を図るため、整合が取れている。

1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	✓		改善計画期間中の活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか。	✓		第7次平取町総合計画内で農業経営の安定・強化を挙げており、調和が図られている。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等との話し合いの検討状況（開催日、出席者、検討結果等）が分かる資料が添付されているか。	✓		令和8年4月3日に開催された、びらとり農業協同組合通常総会において議決を受けている。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか。	✓		びらとり農業協同組合通常総会において女性組合員の参加を制限しておらず、意見や提案を聞く機会を設けている。
1-5	事業の推進体制は確立されているか。	✓		町の農業分野が計画主体となり、事業実施主体と連携し、推進していく。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓		施設整備を行うことにより、小麦の品質向上、施設維持管理の合理化及び作付面積の拡大を図るため、活性化計画の目標である「地域産物の販売額の増加」及び事業活用活性化計画目標である「農林水産物の販売・加工推進」の整合性は確保されている。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	—		該当しない。
1-7	計画期間・実施期間は適切か。	✓		計画期間は令和8年度から令和11年度までの4年間、実施期間は令和8年度単年とする。基本方針及び実施要項に定められた期間内であり、適切である。
1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか。	✓		廃校体育館を活用するため、建築基準法で定められている用途変更手続を工事着手日までに完了させる。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か。	✓		総事業費：129,800 千円 交付要望額：54,164 千円

				交付限度額：交付対象事業費 108,328 千円×交付額算定交付率 0.5=54,164 千円 よって、交付限度額の範囲内である。
1-10	活性化計画区域の設定は適切か（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓		設定区域は平取町全域で、全域が市街地を形成している区域以外であり、問題ない。 農林地割合及び農林業従事者割合から農林業が重要な事業である地域である。 ・農林地面積割合=66,072/74,309=88.9% ・農業従事者割合=540/2,537=21.3%

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか。	—		該当しない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか。	✓		施設整備にあたっては、有資格者による所要の構造検討により、法に準拠及び施設整備地の自然環境に適応した設計を行っている。また、合わせて施工においても有資格者による施工管理の体制を整える為、問題はない。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の地域資源活用交流促進施設、㉕の地域連携販売力強化施設、㉖の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉗の教養文化・知識習得施設、㉘の地域資源活用起業支援施設及び㉙の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機	—		該当しない。

	械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。			
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか。	—		該当しない。
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別記 3 に定める基準を満たしているか。	—		該当しない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか。	✓		交付対象とする施設等の耐用年数は別表第 1（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）から、 ①建物 9 年 （鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの→住宅用、寄宿舍用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの 法定耐用年数の全部を経過しているため、法定耐用年数 47 年 $\times 0.2 \div 9$ 年） ②建物付属設備 15 年 （電気設備（照明設備を含む。）→その他のもの） ③建物付属設備 13 年 （冷房、暖房、通風又はボイラー→冷暖房設備（冷凍機の出力が 22 キロワット以下のもの）
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか。			

	費用対効果分析の手法は適切か（農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業）費用対効果算定要領（令和4年4月1日付け3農振第3018号）により適切に行われているか）（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）	✓		年総効果額 17,956 千円 総合耐用年数 9.7 年 還元率 0.1269 妥当投資額 141,544 千円
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか（発電施設等の単独整備を実施する場合は記載不要）。	✓		投資効率は1.09 である。
	実施要領別記3の別表2の事業メニュー欄に掲げる㊸自然・資源活用施設の整備については、温室効果ガス排出量の削減目標が適切に設定されているか。	—		該当しない。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領別記3に定める要件等を満たしているか。	✓		事業内容は「㊸農林水産物集出荷貯蔵施設」、事業実施主体は「びらとり農業協同組合」であり、要件を満たしている。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか。	✓		個人に対する交付ではなく、また、本事業実施地は町有地を事業実施主体に賃借する関係もあり、定期的に使用状況等を監査する為、問題はない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か。			
	地域間交流の拠点となる施設にあつては当該地区の入込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか。	—		該当しない。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	✓		隣町もびらとり農業協同組合の区域内であり、小麦の低温貯蔵庫はない。
	利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか。	✓		平取町内で生産された小麦を貯蔵する。
	施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか。	✓		平取町内で特に作付面積が大きい貫気別地区にある廃校体育館を事業地に選定した。
	ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に	—		該当しない。

	記載されているか。			
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか。	✓		性別による差異は設けず、また、積極的に女性参画を促している。
2-10	事業費積算等は適正か。			
	過大な積算としていないか。	✓		事業実施予定地の立地条件を考慮しながら、必要最小限の施設整備にとどめ、過大な積算となっていない。
	建設・整備コストの低減に努めているか。	✓		建設資材が高騰している社会情勢を踏まえ、リスクも検討し適正に見積もりを行っている。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	—		該当しない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）。	—		該当しない。
	既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費を計上していないか。	✓		計上していない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か。	✓		整備予定場所は平取町内でも特に麦の作付けが多い貫気別地区であり、北海道道 797 号線沿いで農業者の利便性も高いことから適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか。	✓		平取町が所有する土地・建物（廃校体育館）を事業実施主体（びらとり農協）に無償貸付する。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領別記 3 に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか。	—		該当しない。
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か。			
	実施要領別記 3 の別表 2 の（１）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設等の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加	✓		本計画は、⑱農林水産物集出荷貯蔵施設であるため、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 2890 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－１の第 2 の

	工施設及び⑩農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか。			4の（2）事業の交付対象上限事業費の基準が適用される。上限事業費は、「計画処理量1トン当たり610千円」（穀類乾燥調製貯蔵施設）が適用されるため、「計画処理量（600t）×610千円＝366,000千円」である。事業費は129,800千円であり、これを下回る。
	整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）。	—		該当しない。
	施設の上限事業費は、延べ床面積1㎡当たり29万円以内であるか（既存施設については、1,500㎡以内の交付算定額となっているか）。	—		該当しない。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか。			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか。	—		該当しない。
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか。	—		該当しない。
	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか。	—		該当しない。
	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか。	—		該当しない。
2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む。）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか。	✓		事業実施主体の自己負担について十分に検討されており、適正な資金調達計画、償還計画が策定されている。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か。	✓		入札方式は一般競争入札としている。

2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか。			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）。	✓		施設の管理・更新に必要な資金は検討されており、維持管理計画は適正である。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては、公認会計士や中小企業診断士等による経営診断を受け、適正なものとなっているか。	✓		北海道農業協同組合中央会札幌支所から、経営診断を受け、適正なものと判断されている。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか。	—		該当しない。
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）。	✓		北海道の「地域づくり総合交付金」に、交付対象外経費（既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費）の部分を申請する予定である。
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか。	✓		地域産物販売額の増加を目的とする事業であるため、生産振興が主たる目的ではない。
2-22	他の施策（強い農業づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか。	—		該当しない。
2-23	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）実施要領（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 2921 号農林水産省農村振興局長通知）別記 3 の別紙 2（以下「配分基準別紙」という。）による優先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）。	—		該当しない。

注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。

3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。